



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

令和5年8月28日

報道発表資料

川崎市（総務企画局）

「令和5年度川崎市内部統制評価報告書」を公表します

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、「令和5年度川崎市内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を経て、議会へ提出しましたので、同条第8項に基づき、「令和5年度川崎市内部統制評価報告書」を公表します。なお、概要は次のとおりです。

<概要>

○評価手続

令和5年度を評価対象期間、令和6年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務及び情報管理に関する事務について内部統制の評価を実施しました。

○評価結果

業務レベルの内部統制において、「川崎市立学校における旅費の不正受給事案」を重大な不備として把握したため、本市の内部統制は、一部有効に機能していないと判断しました。

※なお、同評価報告書等は下記の市インターネットホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000118046.html>

【問合せ先】

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 宮本
電話 044-200-0767